

## 豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス訪問介護運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊明市社会福祉協議会が開設する豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、豊明市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス
- (2) 所在地 豊明市新田町吉池 18 番地 3

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2人以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員等 4以上（常勤換算）

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証により、負担割合の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待の防止のための従事者に対する研修の実施(年1回以上)

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止に関する事項)

第9条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果については、従事者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメントに関する事項)

第10条 事業所は、適切なハラスメント対策を強化するため、全ての従業者に男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者及びその家族等からのハラスメント行為により、訪問介護員等の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが困難である場合は、サービスの中断や契約を解除することができる。

(1) 脅迫、名誉棄損、屈辱、ひどい暴言「精神的な攻撃」

(2) 暴行、傷害「身体的な攻撃」

(3) 無視など「人間関係の切り離し」

- (4) 業務上明らかに不可能行為に対する妨害
- (5) セクハラ発言、行為、スタッフの身体を不用意に触る、容姿に対する発言

(安全委員会に関する事項)

第11条 介護職員による喀痰吸引及び経管栄養に関する業務の実施に当たって、事業所内に安全委員会を設置する。

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の健康と安全を守るため、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築する。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を実施する。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(業務継続に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や災害発生時において適切な対応を行い、その後も利用者に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を整備する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的実施する。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施する。

(通常の実業の実施地域)

第14条 通常の実業の実施地域は、豊明市内とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
  - (2) 継続研修 年4回
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊明市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月25日から施行し、平成20年11月25日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

附則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。



## 豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス運営規程(障害者)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊明市社会福祉協議会(以下「社会福祉法人」という。)が開設する豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス(以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護及び同行援護(以下「居宅介護等」という。)並びに移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等及び移動支援事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 豊明市社会福祉協議会ホームヘルプサービス

(2)所在地 豊明市新田町吉池 18 番地 3

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 2人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等及び移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理、居宅介護計画及び移動支援計画の作成等を行う。

(3) 従業者 4以上(常勤換算)

従業者は、指定居宅介護等及び移動支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から土曜日とする。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後7時までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、豊明市の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等及び移動支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護 ② 通院等介助(身体介護伴う)

③ 通院等介助(身体介護伴わない) ④ 家事援助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

(4) 移動支援

2 事業所において居宅介護等及び移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者  
⑤難病等対象者

(2)重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人

(3)同行援護 視覚障害者、視覚障害児

- (4)移動支援 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

また、移動支援サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村が定める額とし、当該移動支援が法定代理受領サービスであるときは、市町村の定める利用者負担額の支払いと受けるものとする。ただし、月額負担減額の範囲とする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等及び移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等及び移動支援の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従事者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止に関する事項)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果については、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 事業所は、適切なハラスメント対策を強化するため、全ての従業者に男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者及びその家族等からのハラスメント行為により、訪問介護員等の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが困難である場合は、サービスの中断や契約を解除することができる。

- (1) 脅迫、名誉棄損、屈辱、ひどい暴言「精神的な攻撃」
- (2) 暴行、傷害「身体的な攻撃」
- (3) 無視など「人間関係の切り離し」
- (4) 業務上明らかに不可能行為に対する妨害
- (5) セクハラ発言、行為、スタッフの身体を不用意に触る、容姿に対する発言

(安全委員会に関する事項)

第13条 介護職員による喀痰吸引及び経管栄養に関する業務の実施に当たって、事業所内に安全委員会を設置する。

(感染症対策に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の健康と安全を守るため、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築する。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を実施する。

(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(業務継続に関する事項)

第15条 事業所は、感染症や災害発生時において適切な対応を行い、その後も利用者に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を整備する。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的実施する。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等及び移動支援を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修(前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、

従業者との雇用契約の内容を含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。